

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月8日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	広島市
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/15403.html

執行機関名 広島市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	広島市重度精神障害者通院医療費補助条例(令和3年広島市条例第22号)による重度精神障害者に係る医療費の補助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		広島市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第10項 広島市重度精神障害者通院医療費補助条例(令和3年広島市条例第22号)による重度精神障害者に係る医療費の補助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	広島市重度精神障害者通院医療費補助条例(令和3年広島市条例第22号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度精神障害者に対し、通院について医療費の一部を補助することにより、重度精神障害者が地域において自立した生活を継続して営むことができるような環境の整備及び重度精神障害者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		広島市重度精神障害者通院医療費補助条例(令和3年広島市条例第22号)